

# 公立大学法人高崎経済大学内部統制規程

令和6年度

規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学業務方法書第3条第2項に基づき、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）における内部統制システムの整備及びモニタリングを行うために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 内部統制システムは、法人の業務の有効性及び効率性の確保、業務における法令等の遵守、資産の保全並びに財務報告等の信頼性の確保を目的とする。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、法人の内部統制システムの整備及び運用を総括し、その最終責任を負う。

(内部統制担当役員)

第4条 法人に内部統制担当役員を置き、副理事長をもって充てる。

2 内部統制担当役員は、本法人の内部統制の体制整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

3 法人に内部統制推進部門を置き、事務局の各グループをもって充てる。

4 内部統制担当役員は、必要に応じて、内部統制の推進に関し、職員の意見を聴く機会を設けるものとする。

5 内部統制担当役員は、内部統制上の重大な問題が発生したときは、直ちに理事長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を講ずるものとする。

6 内部統制担当役員は、役職員の不正及び違法行為並びに内部統制上の著しい不当事実を発見し、又は報告（通報を含む。）があった場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、理事長及び監事に報告し、併せて再発防止を図るものとする。

(内部統制推進責任者)

第5条 内部統制推進部門に内部統制推進責任者を置き、常勤の理事をもって充てる。

2 内部統制推進責任者は、内部統制担当役員の指示のもと、所掌する業務におけ

る内部統制の整備及び運用を推進する。

3 内部統制推進責任者は、所掌する業務における内部統制の整備及び運用状況を把握し、必要に応じて、適時、見直しを行う。

4 内部統制推進責任者は、内部統制の不備を発見した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

5 内部統制推進責任者は、内部統制上の重大な問題が発生したとき又は発生の報告を受けたときは、直ちに内部統制担当役員に報告しなければならない。

(職員の役割)

第6条 職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、又は役職員の不正若しくは違法行為若しくは内部統制上の著しい不当事実を発見し、若しくは通報があった場合には、内部統制推進責任者を通じて、内部統制担当役員に報告しなければならない。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、内部統制担当役員又は監事に直接報告することができる。

(内部統制委員会)

第7条 法人に内部統制委員会を置き、理事会をもって充てる。

2 内部統制委員会は、業務における内部統制の整備及び運用に関する内部統制担当役員の定期的な状況報告に基づき、必要な改善策を検討する。

(モニタリング)

第8条 内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、次の各号に掲げるモニタリングを実施する。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

2 日常的モニタリングは各業務において職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続により行う。

3 独立的評価は監事監査、内部監査及び会計監査人による監査により行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、あらかじめ監事の意見を聴いた上で、内部統制委員会の議を経て理事長が行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月17日から施行する。